

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
なし	防衛庁においては、独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験を所管していない。	e	-	防衛庁は、独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験を所管していないため、その事務の民間への委託開放の可否について、判断する立場にない。	-	z06001	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると見えます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な理由が、見当たらないことと、民間に出来ない理由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務調査の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
-	会計法第13条第3項の規定に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、大臣等が海外出張する場合や自衛隊の部隊等が海外で活動する場合に必要な経費のうち、個人への支払いなどクレジットカード決済ができない場合を除き、必要に応じてクレジットカード決済(いわゆるコーポレートカード)を活用している。	d	-	物品調達・支払業務において、クレジットカード決済を活用するに当たり、規制となる法令はなく、現行制度下で対応可能である。 引き続き、必要に応じて現行会計法令等に基づき、クレジットカード決済を活用していく。	-	z06002	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社別紙参加カード会社 社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していただきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正していただきたい。	各府省庁において実施されている。物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済システムの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	【ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国】米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、プエルトリコ等 物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々
自衛隊法 今後の行政改革の方針(16.12.24閣議決定)等の歴々の閣議決定等	防衛庁の管理監督企業はないが、契約関係企業への再就職は、一般職国家公務員と同様のルールに従い防衛庁長官が承認したものを除き、離職後2年間禁止。また、管理監督関連団体への再就職については、閣議決定等により政府として定められたルールを遵守。	d	-	自衛隊法及び閣議決定等に定められたルールを遵守し、公務の公正性が確保されるよう、適切な再就職管理を実施してまいりたい。	今後の国家公務員の再就職の在り方については、政府全体で取り組む必要があり、防衛庁としても、一般職国家公務員を所管する官庁の動向を踏まえつつ、自衛官についてはその特殊性(若年定年制)を考慮して検討してまいりたい。	z06003	全省庁	行政機関の退職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	14	A	行政機関の退職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」や「たばこ協会、販売組合」など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多(見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
該当法令無し	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び、本債権に關係する紛争が未然に防止されることに充分留意した上で、企業との契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	d	-	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び、本債権に關係する紛争が未然に防止されることに充分留意した上で、企業との契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。また、その要件の緩和措置も講じており、その結果、平成16年度においては、570億円の防衛庁向け債権の流動化がなされた。今後も、上記及びに留意しつつ、債権の流動化について必要な措置を適宜検討する。	-	z06004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006				社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
なし	防衛庁・自衛隊としては、服務指導の充実・強化や服務指導能力の向上のための教育の充実・強化のための各種施策に取り組んできているところであり、平成15年10月、「人事関係施策等フォローアップ会議」及び「人事関係施策等検討会議」を設置したところである。同検討会議においては、中央において推進している各種施策が、各部隊等の現場においてどの程度徹底されているか、あるいは指導を受けている隊員側の観点から見て問題は生じていないかといったことについて、直接現場の声を聴取するなどにより、防衛庁・自衛隊において実施している各種不祥事防止施策の点検・評価を行っているところである。	c	-	防衛庁・自衛隊が全庁を挙げて取り組むこととしている不祥事防止施策は、「人事関係施策等フォローアップ会議」において不断にフォローアップ作業を行うとともに、部外有識者からなる「人事関係施策等検討会議」において、部内検討では得られない現場レベルにおける有用な視点についても提示していただくといった枠組みが構築されている。	上記のほか、隊員の職務に関連した専門的な各種課程教育時等においても、係る専門分野毎に不祥事防止のための教育・指導は行われており、これらの教育・指導内容についても適宜見直しを図り、充実・強化に努めているところである。	z06005	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人 日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨年、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。		なし	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条	申請等のうち、書面において署名等をする事となっている手続については、電子申請等において公的認証を求めている。なお、情報公開請求手続については公的認証を不要としている。	c及びe	-	防衛庁においては、本人確認が必要な手続に限り公的認証を求めており、全ての手続に一律に公的認証を求めているものではない。また、第三者によるなりすまし等の不正行為を防止するため、現行の手続から公的認証を除外することはできない。	-	z06006	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチイベントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味の上、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものとする。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広(利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのコースも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	「IT政策パッケージ-2005」(平成17年2月24日IT戦略本部決定)の「1行政サービス」に電子政府の推進を規定。	c	-	防衛庁においては、各申請・納付を必要とする手続数及び利用対象者数が少ない。モデル事業による目標設定、評価の効果を望めないため、導入の対象として不適当である。	-	z06007	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化した計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
給食の実施に関する訓令	自衛隊の部隊等による給食業務は、部隊運営の必要から、給食計画をはじめ、栄養管理、調理、食堂その他器材等の管理、及び会計事務等を隊員により行っている。	c	-	前回の回答でも申し上げたとおり、自衛隊は自ら食事を整える必要があることから、給食業務の包括委託は困難であるが、自衛隊の事務・事業の部外委託化への取り組みの1つとして、現在、技能・労務職員を充てられている職務について、引き続き職員をもって充てる必要がある職務と部外委託が可能な職務に再整理し、部外委託が可能な職務について、毎年の定年退職者を対象に合理化を追求しつつ、合理化が困難なポストについては費用対効果、委託手法等の検討を行い部外委託を行うべく概算要求を実施したところ。 駐屯地等給食業務についても、これまで技能職員(技官)により行っている部分(調理の一部)について、定年退職者を対象に民間委託を行うべく18年度概算要求を行っている。なお、今後も上記方針に従い概算要求を行っていく予定である。	-	z06008	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託(市場化テストに非ず)	5136	5136006			(社)日本ユービジネス協議会連合会	6	B	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託(市場化テストに非ず)	全国各地の自衛隊基地内の隊員食堂で行われている給食業務の民間事業者への包括委託	現在約23万9千人の自衛官が、全国各地の基地内施設で朝、昼、晩の給食を受けているが、その訓練任務の特殊性から隊員食堂の運営は、業務隊と呼ばれる自衛官によって行われている。一食当たりの給食予算は決まっているものの、食堂施設建設費はもちろん、人件費、光熱費など所要経費はすべて国費で賄われている(国有地のため地代は無料)。情報開示がないためコスト比較は困難だが、民間に比べ隊員食堂の総コストは極めて高い水準になっていると見られる。国防組織は自己完結が建前とはいえ、すべての隊員食堂を自衛隊自らが運営する必要はなく、外部委託が適当なケースが少なくない。民間ノウハウを導入することで効率化とサービス向上が図られるだけでなく、人員・経費の削減効果によって、貴重な国防予算をより喫緊の防衛課題に振り向けることが可能となる。	前回、「再整理の上、民間委託を行うべく概算要求を行う」と回答があるが、その後の展開を教示願いたい。	基地内で民間人が給食業務に従事する場合、防衛機密保持のため厳しい資格要件と様々な規制が課されることが予想される。		